

部長及び参事官

殿

所 属 長

少年発第10号

(地域)

令和2年1月10日

30年保存(口訓)

本 部 長

【沿革】 令和4年3月24日少年発第101号改正

令和4年10月5日少年発第180号改正

令和7年3月23日少年発第61号改正

少年補導員制度運営要綱の制定について(通達甲)

少年補導員の設置及び運営については、これまで「少年補導員制度運営要綱の制定について(通達甲)」(平成27年12月28日少年発第322号。以下「旧通達甲」という。)に基づき実施してきたところであるが、少年補導員の任務の見直し等に伴い、新たに別添のとおり「少年補導員制度運営要綱」を定め、令和2年1月10日から実施することとしたので、適正かつ効果的な運営に努められたい。

なお、この通達甲の実施をもって、旧通達甲は廃止する。

別添

少年補導員制度運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、少年補導員(以下「補導員」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 基本的配意事項

- 1 人身安全・少年課長及び署長は、本制度の効果的運営を図り、補導員の地域社会における少年の非行防止活動の促進に努めるものとする。
- 2 本制度の運営に当たっては、関係機関、団体等と緊密な連絡を図り、当該関係機関、団体等が実施する青少年対策との協調に努めるものとする。

第3 委嘱

- 1 補導員は、署長の推薦により、本部長が委嘱する。
- 2 補導員の推薦に当たっては、特定の地域の居住者に偏らないように配意し、次に掲げる要件を具備している者を別記第1号様式の少年補導員推薦書により推薦するものとする。
 - (1) 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
 - (2) 任務の遂行に必要な熱意及び補導員としての適格性を有すること。
 - (3) 健康で実行力を有すること。
 - (4) 少年の非行防止活動を行う時間的余裕を有すること。
 - (5) 地域の実情に精通していること。
- 3 補導員の委嘱は、別記第2号様式の委嘱状の交付により行うものとする。

第4 任務

補導員は、地域において、次に掲げる活動を行うことを任務とする。

- 1 非行少年等の早期発見及び早期補導に関すること。
- 2 少年をめぐる有害環境の浄化及び福祉犯罪の発見通報に関すること。
- 3 少年非行防止のための地域社会に対する啓もうに関すること。
- 4 少年の社会参加、スポーツ活動等の推進に関すること。
- 5 1から4までに掲げる活動の目的を達成するため、地域の特性に応じて必要と認められること。

第5 定数

補導員の定数は、別表のとおりとする。

第6 任期

- 1 補導員の任期は、2年とする。ただし、再委嘱を妨げないものとする。
- 2 本部長は、補導員が欠けたときは、速やかにその後任者を委嘱するものとする。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第7 解嘱

- 1 本部長は、補導員から辞任の申出があったとき、補導員が他の警察署管内へ転出したとき、又は補導員としてその任務を遂行するのに適さない理由があると認めるときは、その任期途中においても解嘱することができる。
- 2 署長は、補導員が欠けたとき、又は1に定める解嘱事由が生じたときは、速やかに別記第3号様式の解嘱事由報告書により、本部長に報告しなければならない。

第8 教養

人身安全・少年課長及び署長は、補導員の活動が適切に行われるよう、補導員に対し講習会、研修会、現地指導等の方法により、適宜教養を行うものとする。

第9 少年補導員証等

- 1 本部長は、第3の定めにより補導員を委嘱したときは、別記第4号様式の少年補導員証(以下「補導員証」という。)及び公益社団法人全国少年警察ボランティア協会が定める統一記章(以下「補導員記章」という。)を交付するものとする。
- 2 補導員は、1の定めにより交付を受けた補導員証若しくは補導員記章を紛失し、又は毀損したときは、直ちに署長を経由して本部長に再交付を申請するものとする。
- 3 補導員又はその家族は、補導員が任期を満了したとき、補導員が死亡したとき、又は補導員を解嘱されたときは速やかに補導員証及び補導員記章を署長を経由して、本部長に返納しなければならない。ただし、補導員が任期を満了した後、再委嘱されるときは、補導員記章の返納は要しない。
- 4 補導員は、この要綱に基づく活動を行うときは補導員証を携帯し、関係者から要求があったときはこれを提示しなければならない。

第10 少年補導員名簿

人身安全・少年課長及び署長は、別記第5号様式の少年補導員名簿(以下「少年補導員名簿」という。)を作成し、補導員の異動の都度、整理・保管するものとする。

第11 補導員の心構え

補導員は、この要綱に基づく活動を行うときは、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 1 関係者の人権を尊重し、少年の健全育成の精神に徹すること。
- 2 少年の心理、生理その他の特性に関する深い理解をもって当たること。
- 3 少年、保護者その他関係者から尊敬と信頼とが得られるようにすること。

4 警察官及び少年補導職員と常に緊密な連絡を保持するとともに、教職員、児童委員、保護司その他関係者と協力すること。

5 秘密の保持に努めること。

第12 少年相談

1 補導員は、少年、保護者その他関係者から少年の非行防止、福祉等に関する相談を受けたときは、速やかにその地域の受持警察官若しくは少年係の警察官又は少年補導職員(以下「受持警察官等」という。)に相談事実を通報するものとする。

2 1の通報を受けた受持警察官等は、その内容について、速やかに高知県警察WANシステム上に設置された高知県警察総合相談・苦情・ストーカー業務管理システム(以下「相談システム」という。)により相談受理簿を作成の上、署長に報告し、処理についての指揮を受けるものとする。

第13 非行少年等の発見通報

1 補導員は、非行少年等を発見し、又は非行少年等に関する情報を得たときは、速やかにその状況を受持警察官等に通報するものとする。

2 1の通報を受けた受持警察官等は、その通報内容について相談システムにより相談受理簿を作成の上、署長に報告し、処理についての指揮を受けるものとする。ただし、通報内容が急を要する事案又は軽易な事案である場合は、当該事案の処理を終えた後に報告するものとする。

第14 有害環境の浄化及び福祉犯罪等の通報

1 補導員は、少年の心身の健全育成を阻害するおそれのある有害な図書類、興業若しくは広告物、危険な玩具刃物類又は不健全な遊技若しくは娯楽(以下「有害環境等」という。)を発見し、又は有害環境等に関する情報を得たときは、速やかに受持警察官等にその状況を通報するとともに、有害環境等の排除に向けた地域活動が積極的に行われるよう努めるものとする。

2 補導員は、少年の犯罪被害若しくは福祉を害する犯罪行為を発見し、又はこれらに関する情報を得たときは、速やかに受持警察官等にその状況を通報するものとする。

第15 健全育成活動

補導員は、自己の特技、能力等を活用して、地域少年の社会参加活動、スポーツ活動等の促進に努め、少年の健全育成を図るものとする。

第16 運営上の留意事項

1 人身安全・少年課長及び署長は、この要綱の実施に当たって、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 補導員の活動が積極的に推進されるよう、資料の配布、研修等その任務

の遂行に必要な知識技能の向上を図るように努めること。

(2) 非行防止等に関する住民の声にも十分留意すること。

- 2 受持警察官等は、担当区域内の補導員と密接な連絡体制を保持するとともに、通常勤務及び特別勤務を通じて補導員の活動を積極的に支援し、協力するものとする。

第17 協会の組織及び構成

- 1 補導員の知識及び技能の向上を図るとともに、管轄区域内における非行防止対策の効果的推進について連絡協議するため、次の協会を設置する。

(1) 高知県少年警察ボランティア協会

県下の全ての地区少年警察ボランティア協会をもって組織する。

(2) 地区少年警察ボランティア協会(名称が地区少年補導員連絡協議会又は地区少年補導員連絡会であるものを含む。以下同じ。)

署又は分庁舎を単位として、その管轄区域内に居住する補導員及び少年指導委員(以下「補導員等」という。)をもって組織する。

- 2 地区少年警察ボランティア協会に、補導員等の活動地区に応じた支部を設けることができる。
- 3 地区少年警察ボランティア協会に、補導員等の活動任務に応じた部会を設けることができる。
- 4 高知県少年警察ボランティア協会及び地区少年警察ボランティア協会の設置及び運営に関する具体的事項は、別に定める会則によるものとする。

第18 備付簿冊

高知県少年警察ボランティア協会及び地区少年警察ボランティア協会に、それぞれ少年補導員名簿及び会議録を備え付けるものとする。

第19 報償

- 1 補導員には、この要綱に基づく少年警察活動への協力に対し報償を支給する。
- 2 報償は、各四半期終了後に支給するものとする。
- 3 報償の額は、予算の範囲内で定めるものとする。

別表(第5関係)

署別	少年補導員定数
高知	62
高知南	64
高知東	58
室戸	18
安芸	25
南国	72
土佐	43
佐川	15
須崎	21
窪川	15
中村	44
宿毛	17
計	454

備考 高知東署の委嘱数58人のうち14人については長岡郡又は土佐郡に住所を有する者を、南国署の委嘱数72人のうち19人は香南市に、22人は香美市に住所を有する者を、土佐署の委嘱数43人のうち24人はいの町又は日高村に住所を有する者を、中村署の委嘱数44人のうち14人は土佐清水市に住所を有する者を選定するものとする。

(別記様式省略)